

青森県報

第二千九百五十八号

平成二十年
七月十四日
(月曜日)

目次

告 示

漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……一
公有水面埋立ての免許……………(港湾空港課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二
右 同……………(文化課) ……三
開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三
右 同……………(同) ……三

出先機関

道路の位置の指定……………(県上北地域局) ……四
正 誤……………(県民生活課) ……四
平成二十年六月三十日号外第六十六号規則中……………(みらい課) ……四

告 示

青森県告示第五百三十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡野辺地町字野辺地五〇七番地 五十嵐 實	野辺地
上北郡野辺地町字馬門道四〇番地六 野澤 茂	
上北郡野辺地町字野辺地四七二番地 長濱 正輔	

青森県告示第五百三十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十年七月七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十年七月十四日

大間港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字大間平一七の二八〇二、一七の二八三三、一七の二八一、一七の二七九、一七の二七七、一七の二七五、一七の二七三、一七の二七一、一七の二六九、一七の二六七、一七の二六五、一七の二六三、一七の二六一、一七の二五九、一七の二五七、一七の一七六九の地先公有水面及び五一番地に接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十九年の春分の日の満潮位(C・D・L+〇・八一〇メートル)における、公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 大間港北防波堤灯台(北緯四一度三二分二秒、東経一四〇度五四分一八秒)から三四度五一分五五秒 六七四・六五メートルの地点
 の地点から 三七度〇四分一七秒 五〇・五五メートルの地点
 の地点から 四〇度三二分〇六秒 六八・〇〇メートルの地点
 の地点から 二九度五八分五三秒 二一・〇一メートルの地点
 の地点から 一四度三四分四二秒 二八・五九メートルの地点
 の地点から 三五九度一八分三六秒 六一・八〇メートルの地点
 の地点から 八九度一八分三六秒 七・八四メートルの地点
 の地点から 一七九度五二分三三秒 一〇・八四メートルの地点
 の地点から 一七一度三一分二七秒 三〇・二八メートルの地点
 の地点から 一七九度〇〇分〇〇秒 一八・八四メートルの地点
 の地点から 一九一度四七分四五秒 二九・八六メートルの地点
 の地点から 二〇八度四三分三〇秒 三一・七八メートルの地点
 の地点から 二二七度二八分三六秒 一六・一二メートルの地点
 の地点から 二二二度五一分〇三秒 五〇・三八メートルの地点
 の地点から 二二〇度三〇分一八秒 三〇・〇五メートルの地点
 の地点から 二二三度五三分五一秒 二〇・〇三メートルの地点

3 面積

二、五六三・五九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字大間平一七の一七九六、一七の一八〇二、一七の二八一、一七の二八二、一七の二七九、一七の二七七、一七の二七五、一七の二七三、一七の二七一、一七の二六九、一七の二六七、一七の二六五、一七の二六三、一七の二六一、一七の二五九、一七の二五七、一七の一七六九の地先公有水面及び五一番地に接する公有水面

一七の二七一、一七の二六九、一七の二六七、一七の二六五、一七の二六三、一七の二六一、一七の二五九、一七の二五七、一七の一七六九の地先公有水面及び五一番地地内

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 大間港北防波堤灯台(北緯四一度三二分二秒、東経一四〇度五四分一八秒)から三五度三三分三一秒 七〇〇・四四メートルの地点
 イの地点から 三七度〇四分一七秒 一〇二・一三メートルの地点
 ロの地点から 三五九度一八分三八秒 八三・五二メートルの地点
 ハの地点から 八九度一七分五一秒 九八・五一メートルの地点
 ニの地点から 一七九度五六分〇七秒 四五・〇〇メートルの地点
 ホの地点から 八九度四一分五四秒 五〇・一二メートルの地点
 ヘの地点から 一八一度四三分一六秒 六六・四五メートルの地点
 チの地点から 一九一度二四分三四秒 三六・八七メートルの地点
 リの地点から 二〇九度五八分五三秒 二八・一九メートルの地点
 ヌの地点から 二二〇度三二分〇六秒 六九・九六メートルの地点
 ルの地点から 二二七度〇四分一七秒 五九・二四メートルの地点
 ヲの地点から 三〇六度二三分五八秒 八九・〇二メートルの地点
 ワの地点から 三二五度五一分五三秒 五〇・〇八メートルの地点

3 面積

三五、二七八・九三平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こしよがわら恵鈴会

三 代表者の氏名

芦田ふみゑ

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字元町一一の六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者・障害者に対する家事・介護・食事援助及び仕事と家
庭の両立を図るための子育て支援等の社会貢献活動を住民参加型で行い、地域福祉
の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の  
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成二十年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立支援センターフィフティ

三 代表者の氏名

熊谷啓子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字売市字左水門下一二の六〇 リンクサイドマンション三〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、身体的、精神的理由により支援を必要とする人、若しくはその家族  
に対して、必要な情報提供と支援を行い、介護・介助を受けても普通の生活ができ  
るように自立を支援する事を目的とする。

~~~~~  
開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
五所川原市大字姥泡字菖蒲三の一及び 三の一〇から三の三五まで	四 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五二二の 四 有限会社 タクモト開発

~~~~~  
開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律  
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 開発区域（工区）に含まれる<br>地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所<br>及び氏名（名称） |
|------------------------|--------------------------|

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附三八二  
の四

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の九  
四  
澤田 智幸

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十一条第五号の規定により、  
次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二  
月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月十四日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

|                    |          |          |                  |
|--------------------|----------|----------|------------------|
| 位 置                | 延 長      | 幅 員      | 指 定 年 月 日        |
| 三沢市大字三沢字南山九<br>三の七 | 七・〇六メートル | 六・〇〇メートル | 平成<br>二〇・六<br>三〇 |

正 誤

こどもみらい課

|                       |     |      |       |   |    |    |      |
|-----------------------|-----|------|-------|---|----|----|------|
| 発行年月日<br>発行番号         | 区 分 | 番 号  | ペ ー ジ | 段 | 行  | 誤  | 正    |
| 平成二〇・六<br>三〇<br>号外六六号 | 規 則 | 第三二号 | 二     | 上 | 三二 | に、 | に改め、 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭